

春の火災予防運動

3月1日(木)～3月7日(水)

春の火災予防運動が全国一斉に実施されます。

火災は命や財産を奪う大変恐ろしいものです。空気が乾燥し、火災が発生しやすい季節ですので、火災に対し十分な備えをしましょう。

家族や近所の助け合いを大切に、みんなで声を掛け合うなど火災予防に取り組みましょう。



■住宅用火災警報器について

全国では、毎年およそ1,000人の方が住宅火災で亡くなっています。その約7割は、就寝中などに火災が発生したため、早く気付くことができず、逃げ遅れたことが原因とされています。

住宅用火災警報器を設置することで、火災の発生に早く気づき、逃げ遅れを防ぐことができます。設置がお済みでない方は、家族の命や財産を守るため、早急に設置してください。

設置されている方も、もしもの時に備え、定期的に作動確認をしましょう。

▽設置場所

「寝室」および「階段(寝室が2階にある場合のみ)」です。子ども部屋など、家族が就寝する全ての部屋に設置が必要です。

台所に設置の義務はありませんが、火災発生の危険が高いため設置をお勧めします。

▽作動確認の方法

ボタンを押す、またはひもを引きます。音が鳴らない場合は電池切れか機器本体の故障です。

▽機器本体の寿命

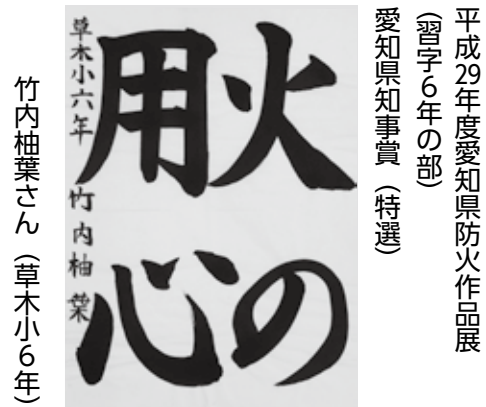
住宅用火災警報器の本体は、10年を目安に交換をお勧めします。



■違反対象物の公表について

近年、全国的にホテルや社会福祉施設での火災により、多数の死傷者が出ています。火災が発生した建物には、消防法令で義務付けられている消防用設備が設置されていないなどの違反が見受けられました。このため、利用者自らが建物の防火・安全に関する情報を確認し、その情報を建物利用の判断に活用できるようにするため、4月1日から「違反対象物の公表」を実施します。

知多中部管内(半田市・阿久比町・武豊町・東浦町)にある飲食店・物品販売店・旅館・病院など、不特定多数の人が利用する建物のうち、消防法令で設置義務があるにも関わらず「屋内消火栓設備」「スプリンクラー設備」「自動火災報知設備」が設置されていないなど、重大な消防法令違反のある建物に関する内容(建物名称・所在地など)を公表します。



平成29年度 全国統一防火標語

火の用心 ことばを形に 習慣に

■問い合わせ先 知多中部広域事務組合消防本部予防課 ☎(21)1491